

東吾妻町

群馬原町駅南側地区まちづくり計画にかかる

「役場旧庁舎跡地～にぎわい広場～」

トライアル・サウンディング実施要項

1. 群馬原町駅南側地区まちづくり計画とは

町民の意向や上位・関連計画を踏まえ、東吾妻町の交流の玄関口である群馬原町駅南側地区の望ましい将来像について検討し、その成果をまちづくりの「ビジョン」としてまとめたもの。

2. トライアル・サウンディング制度について

公共空間（公園・道路・河川・公共施設等）の暫定利用を希望する者（以下、利用希望者という。）の提案の募集を行い、利用希望者が実際に一定期間、公共空間の利用を行う制度である。暫定利用後、事後評価を行い、課題やそれに対する改善点等を見つけ出すことで今後の公共空間の活用方針に役立てていく。町は公共空間に対する市場性やニーズ等が確認でき、利用希望者は、使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ等を確認できる社会実験的な取組である。

3. トライアル・サウンディング実施の経緯と目的

群馬原町駅南側地区まちづくり計画において、役場旧庁舎跡地（以下、旧庁舎跡地という。）周辺を賑わい交流ゾーンとし、重点整備地区としての取組を進めてる。取組を進めるにあたり、旧庁舎跡地を利用した試験的にトライアル・サウンディングを行ったところ、多くの参加者からの好評をいただいた。

このようなことから、旧庁舎跡地の新たな可能性を見出し、まちづくりの機運を醸成するためにトライアル・サウンディングを実施します。

4. 期待される効果

1) 町のメリット

- ・旧庁舎跡地の具体的な活用方針を見つけ出せる。
- ・旧庁舎跡地の魅力・アピールの向上につながる。
- ・旧庁舎跡地の利活用を通して、町内での起業促進につながる。
- ・まちづくりや起業に関して積極的なプレイヤーを見つけ出せる。

2) 利用希望者のメリット

- ・一定期間（短期間）での実施となるため、リスクが少なく参加しやすい。
- ・立地、使い勝手、必要な設備、採算性、市場のニーズ等を把握できる。

5. スケジュール

1)	実施要項公表	令和6年5月1日（水）
2)	募 集 期 間	令和6年5月1日（水）～令和8年3月6日（金）
3)	実 施 期 間	令和6年5月1日（水）～令和8年3月22日（日）

※利用期間は最短1日～最長7日程度とする。

※利用希望日の2週間前までに申請を行う。

6. 対象場所

【旧庁舎跡地】

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1) 所在地 | 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 5 9 4 番地 3 |
| 2) 所管課 | 総務課 |
| 3) 敷地面積 | 1 6 4 2 . 7 9 m ² |
| 4) 現地状況 | 砂利（下記写真参照） |



旧 庁 舎 跡 地（県道側）



旧 庁 舎 跡 地（駅側）

7. トライアル・サウンディングの流れ

1) 事前相談・現地調査等

- ・ 提案内容や利用方法について事前相談を受け付ける。
- ・ 希望する場合は、事前に建設課まで連絡すること。
（連絡先については 1 3 . 問い合わせ先参照）

2) 提案受付

- ・ 暫定利用を希望する者から提案の受付を行う。
- ・ 提案受付時には必要な書類を全て提出する。

3) 提案内容の審査

- ・ 参加資格や提案要件を満たしているか審査を行う。
- ・ 必要に応じて、提案事項等のヒアリングを行う。

4) 使用許可

- ・ 建設課より暫定利用の使用許可書を交付する。

5) 暫定利用・アンケート

- ・ 許可内容に応じた暫定利用を実施する。
- ・ 暫定利用中に建設課が実施するアンケート調査について協力を行うこと。

6) ヒアリング（使用実績報告書の提出）

- ・ 暫定利用後、今後の取組に生かすためヒアリング（意見交換）を行う。
- ・ この際に、使用実績報告書の提出を行う。

8. 参加資格者

1) 対象者になる者

- ・提案する内容を実行する意思と能力（資格）を有する、民間企業やNPO法人等の法人、個人事業主、又は任意団体とする。

2) 利用希望者の除外の要件

次のいずれかに該当する者は、除外の対象となる。

- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- ・東吾妻町暴力団排除条例（平成24年東吾妻町条例第20号）第2条に規定する暴力団員等である者、またその家族
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正・更正手続き中の者
- ・本町が賦課する税、また、使用料等に滞納のある者
- ・法人税、消費税又は（法人町民税）を滞納している者
- ・提案書類提出時で、東吾妻町の入札参加の制限を受けている者

9. 利用申請方法

利用希望者は、次の書類を全て提出するものとする。

- 1) 使用許可申請書（様式第1号）
- 2) 参加申込書（企画書）（様式第2号）
- 3) 利用希望者概要書（様式第3号）
- 4) 誓約書（様式第4号）
- 5) 代表者の世帯全員の住民票（町外に住所を有する場合に限る。）
- 6) その他町長が必要と認めた書類

10. 提案の要件

1) 提案内容について

利用希望者の提案内容は、次の全てに該当するものとする。

- ・旧庁舎跡地で確実に実施することのできる内容であること。
- ・参加者の利便性や、満足度が向上する見込みのある提案内容であること。

2) 提案の対象外となるもの

利用希望者の提案内容が、次のいずれかに該当するものは提案の対象外とする。

- ・政治または、宗教的活動
- ・商業宣伝を主として行う活動
- ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ・騒音・異臭をなど著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5項に規定する指定暴力団等の活動
- ・公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ・その他、町が認められない活動

1 1. 事業実施にあたって

1) 事業実施

- ・許可書に掲載された条件に従って、提案した内容の事業を行うこと。
- ・事業実施中は、使用許可書・参加承諾書の携行を行うこと。
- ・使用料については無料とする。
- ・応募に関する費用は利用希望者負担で行うこと。
- ・事業実施後、旧庁舎跡地の原状回復を行うこと。

2) 事業の中止

次のいずれかに該当した場合事業の中止を行います。

- ・申請した内容に反する場合
- ・トライアル・サウンディングの目的から逸脱している場合
- ・事業実施中に町から、再三の警告を受けているにもかかわらず改善が見られない場合
- ・町が緊急性を要する事情等が発生し、事業の中止を求めた場合
- ・その他、町長が事業の中止を認めた場合

1 2. 留意事項

1) 提出書類の取り扱い

- ・トライアル・サウンディング以外の目的では使用しない。
- ・提出書類の著作権は作成者に帰属するが、返却は行わない。

2) 法令等の遵守

- ・提案に当たって、利用希望者の責任において関係法令等を事前に確認し、事業実施時における法令適合のリスクは利用希望者に帰属することとする。

3) 損害の責任

- ・利用希望者の提案する事業の実施により町又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を利用希望者が負うこと。

1 3. 問い合わせ先

〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地

東吾妻町役場 建設課 都市計画係

TEL: 0279-68-2111 (内線2262)

FAX: 0279-68-4800

E-mail ke-toshikei@town.higashiagatsuma.gunma.jp

1 4. その他

1) 町の支援内容

- ・長机、椅子、テント等必要な備品の貸し出し。(数制限あり)
- ・東吾妻町ホームページでの情報発信(実施日の14日以内の申請の場合)